

戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

令和3年度第1回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○中村課長補佐 おはようございます。本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。
ございます。

私は、本会議の事務局を務めます社会・援護局援護企画課の中村でございます。

本日の会議は、構成員の皆様とも御相談させていただき、ウェブ会議での開催とさせていただくことといたしました。御不便をおかけすることになると思いますが、皆様方の御協力、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、構成員の方々には、必要に応じてウェブ会議の利用方法について、事前にリハーサルを行い、動作確認をさせていただいておりますけれども、会議中にシステムの不具合が発生したり、操作方法など、御不明な点がございましたら、事務局まで御連絡のほど、よろしくお願い致します。

また、利用するに当たりまして、御注意いただきたい点がございます。音声ハウリングしたり、マイクが周囲の雑音を拾ってしまうことがありますので、会議中に御発言いただく際は、マイクをオンにして、お名前、それから御発言がある旨をお声がけください。座長から順次御指名させていただきます。御発言が終わりましたら、マイクをミュート、オフにさせていただきますよう、よろしくお願い致します。

それでは、定刻となりましたので、令和3年度第1回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日は、全ての構成員、5名の方に御出席いただいております。

また、オブザーバーとして、信州大学医学部法医学教室の浅村教授、日本戦没者遺骨収集推進協会の竹之下専務理事に御参加いただいております。

なお、日本遺族会の畔上専務理事につきましては、御都合により参加できないため、犬伏座長に御相談、御了解の下、代理として、日本遺族会の盛川事務局長に御参加いただいております。スカイプの画面上は畔上専務理事というお名前でご記載がございましたけれども、盛川事務局長が御参加されております。

事務局側の出席者につきましては、お手元の出席者名簿のとおりでございますが、人事異動がありましたので、御報告いたします。

まず、令和3年7月1日付で本多大臣官房審議官、また、令和3年4月1日付で佐藤事業課長、磯邊事業推進室長、浅見鑑定調整室企画運営調整官、渡邊室長補佐、令和3年5月1日付で技官の佐藤室長補佐でございます。

また、恐縮なのですけれども、橋本社会・援護局長、本多大臣官房審議官につきましては、公務の都合により、少し遅れての参加となりますので、御了承願います。

続きまして、本日の有識者会議の傍聴につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般の方の傍聴はお断りすることとなりました。また、新型コロナウイルス対策として、マスクの着用及びアルコール消毒を準備しておりますので、適宜御活用ください。

それでは、大変恐縮ではございますが、報道関係者の皆様、撮影はこれ以後御遠慮いた

できますようよろしくお願いいたします。

なお、会議資料につきましては本日、議事録につきましては後日、厚生労働省のホームページに公表いたします。

それでは、議題に移ります前に、初めに、資料の確認をお願いいたします。

まず、議事次第、出席者名簿、座席図、資料1、資料2、資料3、参考資料1、参考資料2として遺骨収集事業等のパンフレットを配付しております。資料の配付漏れなどがございましたらお申し出いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、犬伏座長、進行をお願いいたします。

○犬伏座長 犬伏です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、議事次第にもございますとおり、①戦没者遺骨収集事業の取組状況について、②戦没者遺骨鑑定の取組状況について、③令和3年度予算等について、御審議いただくことになっております。

本会議の進め方ですけれども、まずは資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。その後、各構成員やオブザーバーの方々から御意見、御質問をいただくということで進めさせていただきますと思います。

それでは、資料1の御説明を事務局よりお願いいたします。

○渡邊室長補佐 事業推進室の渡邊でございます。

まず、お手元の資料1の遺骨収集事業の取組状況につきまして、ポイントを絞りながら資料に沿って御説明させていただきます。

まず、資料1の1ページ目を御覧ください。事業の概況について整理いたしました。戦没者の遺骨収集事業におきまして、日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、長年にわたり適切な対応が行われてこなかった事例を受けまして、令和2年5月に厚生労働省において「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」を取りまとめまして、公表いたしました。以後、これを踏まえて、主に以下の大きな3つの柱について取組を進めてきたところでございます。

まず、事業実施体制の整備についてですが、令和2年7月に遺骨の科学的な鑑定やその研究などを行う戦没者遺骨鑑定センターを立ち上げたほか、有識者で構成されます戦没者遺骨鑑定センター運営会議を開催した上で、当面の検討課題やDNA鑑定の進め方などについて議論いたしました。また、遺骨鑑定に関する外部専門家の登用や、遺骨の形質やDNA鑑定、遺骨収集の手順などに関する職員研修を実施いたしました。

2つ目の収容・鑑定の在り方の抜本的見直しにつきましては、遺骨収容のプロセスに関しまして、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体を採取して持ち帰りまして、他の部位は未焼骨のまま現地で保管するなどの抜本的な見直しを行いまして、その内容を「戦没者遺骨収集等における手順書」に反映させました。また、遺骨鑑定のプロセスにつきましても抜本的に見直しまして、戦没者遺骨鑑定センターの身元特定DNA鑑定会議で身元特定のためのDNA鑑定を行うことに加えて、所属集団判定会議を開催し、所属集団

の判定を実施しております。このほか、次世代シーケンサによるSNP分析及び同位体比分析の活用についての検討を実施しております。

また、ガバナンスの強化、情報公開につきましては、有識者会議への遺骨収集事業の実施状況の報告、各課室から局内幹部への報告・相談のほか、当局の審議官の下で遺骨収集事業統括チーム会合を開催いたしまして、事業の進捗管理の徹底や課題の共有を行っております。また、身元特定DNA鑑定会議や所属集団判定会議の議事要旨を公表いたしました。

最後に、この見直しを公表して以降の対応状況について2点お示しいたします。

まず1点目は、ロシア政府との協議についてでございます。これにつきましては、収容しました遺骨の一部が日本人の遺骨ではない可能性があるとの指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱いや、今後の遺骨収集事業の実施などに関しまして、ロシア政府とこれまで複数回にわたって協議を実施いたしました。これまでの協議におきましては、今後も情報共有及び意見交換を継続して行う必要があること、旧ソ連地域における遺骨収集は、日ソ協定に定められているとおり、人道的観点に立脚し、両国民間の真の相互理解及び相互信頼の強化を目指し、実施してきたものであり、今後とも継続して行う必要があること。この2点について、ロシア政府と認識を共有しております。今後も引き続き、協議を実施する予定でございます。

もう一点は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式の中止などについてでございます。本年5月31日に行う予定でありました拝礼式は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、昨年度と同様、中止いたしました。御遺骨は、社会・援護局職員が丁寧に納骨しております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。こちらは遺骨収集事業の概要とこれまでの推移についてです。昭和27年度以来、当省では、海外の戦没者の遺骨収容を実施してきており、戦没者概数約240万人に対して、軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めて、これまで約128万柱の御遺骨を収容したところです。

遺骨収集事業は、昭和27年度以降、御覧のような推移で進められまして、昭和48年度からは日本遺族会などの民間団体の協力を得ながら、特に平成18年度以降は海外未送還遺骨の集中的な情報収集を行ってきましたが、平成の後半に差しかかりまして、遺骨の情報がだんだん少なくなってきたこと、また、御遺族の高齢化が進む中で、いまだ多くの御遺骨が収容されていない状況を鑑みまして、平成28年3月に法律を制定しました。それに基づきまして、令和6年度までを集中実施期間として取組を計画的に行うことといたしました。

右側の囲みの中の2つの○が法律制定後の大きな取組ですが、平成28年度以降、交戦国の公文書館などに所蔵されております交戦国側の軍部隊が大戦中以降に作成しました戦闘報告書、写真や映像などの中から日本人戦没者の埋葬などに関する記述をピックアップしまして分析することによって、有効な遺骨情報を収集いたしました。その情報を基に、具体的な埋葬場所の所在地を推定しまして、令和6年度までに計画的に現地調査と収集を実施することとしております。

もう一点は、さきに御説明しました昨年5月に遺骨収集事業の抜本的見直し方針を公表いたしまして、事業の取組を鋭意進めているところでございます。

続いて、4ページ目を御覧ください。左側の項目1につきましては、国内外の遺骨収集の対象地域ごとに過去5年間の収容遺骨数を示しております。御存じのとおり、新型コロナウイルスの世界的な流行によりまして、令和元年度の第4四半期以降、現在に至るまで、海外への派遣が実質的にできていない状況でございます。別ページでも御説明いたしますが、令和2年度は国内の硫黄島におきまして派遣者を絞るなど新型コロナウイルス対策に留意しまして派遣を実施いたしました。その結果、46柱を収集しております。

また、2行目の沖縄につきましては、こちらも新型コロナウイルスの影響によって厚労省による派遣はできなかったのですが、沖縄県に委託して行った収集によって57柱を収容いたしました。

3行目ですが、こちらは海外では唯一、中部太平洋のキリバス共和国タラワ環礁にて、アメリカ側の遺骨収集の実施主体であるDPAAが収容した御遺骨で、身元が判明した2柱の御遺骨につきましては、職員をDPAAのあるハワイへ派遣して、この2柱を受領いたしました。

以上の合計105柱の御遺骨を令和2年度において収集いたしました。

○中村課長補佐 会議の途中で恐れ入ります。事務局の中村でございます。

ただいま本多大臣官房審議官が御到着されましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

○本多大臣官房審議官 審議官の本多でございます。

今日は御多忙のところ御参集いただき、大変ありがとうございます。

まず、遅れての参加となりまして、大変申し訳ございません。

私は、去る7月1日付の人事異動によりまして、岩井前大臣官房審議官の後任といたしまして大臣官房審議官を拝命いたしました。何とぞよろしくお願い申し上げます。

本来であれば、橋本社会・援護局長から冒頭に御挨拶をさせていただき予定でございましたけれども、本日、国会閉会中なのですが、一部、審議をいたしてございまして、ただいま橋本局長はそちらのほうで答弁に対応してございまして、遅れて参加をいたしますので、恐縮でございますが、私から一言御挨拶を申し上げます。

戦没者の遺骨収集事業におきまして、日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、適切な対応が行われていなかった事例を受け、この有識者会議におかれまして、御意見を取りまとめていただき、昨年5月に厚生労働省において、戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針を公表させていただきました。

この見直し方針に基づく取組を順次進めているところであり、昨年9月及び12月に状況を報告したところでございます。今般、今年度第1回の有識者会議を開催いたしまして、戦没者遺骨収集事業や戦没者遺骨鑑定等の最近の取組状況を御報告しているところでございます。皆様からの忌憚のない御意見を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中村課長補佐 ありがとうございます。

それでは、犬伏座長、引き続き進行をお願いいたします。

○犬伏座長 それでは、引き続きの説明をいただくということで、事務局の説明を継続いただければと思います。よろしくをお願いします。

○渡邊室長補佐 承りました。

資料の4ページでございます。右側の項目2番の今後の遺骨収集の実施方針についてですが、こちらは令和元年12月に関係省庁会議を開催した上で、遺骨収集の推進戦略を決定いたしまして、現地調査の加速化という方針の下、令和3年度における現地調査の派遣回数を令和元年度ベースからほぼ倍増する計画としております。新型コロナウイルス感染拡大によって行えなかった令和2年度の回数を令和3年度にそのままスライドさせた形になっています。

このことを踏まえまして、○の1つ目、旧ソ連の埋葬地の収集の計画につきましては、ロシア側から提供のありました埋葬地資料のうち、具体的な場所が分かっておりまして、かつ名簿の情報もある57の埋葬地について、現在の計画では令和3年度までに全て現地調査を実施しまして、その結果を踏まえて令和6年度までに収集を行うということにしております。

また、南方などの戦闘地域につきましては、先ほども申し上げましたが、海外資料調査によって埋葬地と推定された地点を対象としまして調査を令和2年度から令和4年度までの3年間で行いまして、その結果を踏まえて令和6年度までの集中実施期間の中で収集を行うという方針としております。以上が4ページの御説明でございます。

続いて、5ページ目を御覧ください。こちらは令和2年度と令和3年度の事業への対応について整理いたしました。新型コロナウイルスのため、令和2年度、そして今年度の今現在まで、海外への派遣が実質的にできていない状況でございます。まず、各国の入国制限などの現状ですが、遺骨収集の対象国につきましては、外務省の示す感染症の危険情報のレベルでは、現時点で全てレベル2以上の発令が出されております。また、対象国側からも、ほぼ入国制限や入国後の行動制限が示されている状況でございます。

資料中段の令和2年度の厚労省による派遣実績につきましては、まず、硫黄島につきましては、派遣者を絞るなどして調査を20回、収集を3回実施しまして、合計46柱の遺骨を収容いたしました。

ハワイにつきましては令和2年11月に入国制限が緩和されたことから、11月に厚労省職員をハワイへ派遣しまして、DPAAの保管している遺骨、タラワで収容された御遺骨で、その後、DNA鑑定で身元が特定されました2柱を受領いたしました。

そして、一番下の令和3年度の取組につきましては、国内の硫黄島の派遣を実施いたしました。沖縄の派遣につきましても、条件が整えば実施を検討いたしたいと思っております。

また、後ほど別ページで御説明いたしますが、6月に鹿児島県の西之表市喜志鹿崎沖に沈みます旧日本軍機に関する遺骨・遺留品の確認調査を実施いたしました。海外につきまし

ては、感染症危険情報や入国制限などの状況を見ながら検討いたします。状況が改善され、できると判断した国から順次事業を実施いたします。

また、今後の遺骨収集の実施に向けまして、外交ルートを通じた文書、レターの送付や厚労省と対象国によるオンラインでのウェブ会議を実施することとしております。

14ページに飛んでいただきたいのですが、こちらに6月に行いました喜志鹿崎沖に沈む旧日本海軍機の遺骨調査の経緯と結果について整理させていただきました。

経緯につきましては、これは平成27年の秋に、地元ダイビングセンターによって旧日本海軍機が沈んでいるということが分かりました。平成30年度にも地元のダイバーによる潜水調査に協力していただいたのですが、そのときは御遺骨が確認できませんでした。

改めまして、令和元年度に推進協会が現場の調査を行いまして、旧日本海軍の九七式艦上攻撃機が水深18メートル付近の海底に、おなかの部分を上向きにして沈んでいるということが確認されました。その際の調査では、コックピットは砂に埋もれていたため御遺骨は確認できなかった状況でございます。

それを踏まえまして、今年の6月14日から27日にかけて調査を実施いたしました。引き上げた機体と機体周辺の砂について、御遺骨の有無を確認する詳細な作業を行いましたけれども、遺骨や氏名判明につながるような遺留品は見つかりませんでした。

なお、搭乗員が使用したと思われる鉛筆が数本とペンチ状の工具が発見されております。こちらにつきましては、推進協会が持ち帰って保管しております。

続きまして、6ページと7ページにつきましては、国内の硫黄島と沖縄における遺骨収集のこれまでの実績と昨年度の取組状況について整理いたしました。まず、硫黄島につきましては、戦没者概数が2万1900人、収容した御遺骨が1万520柱となっております。硫黄島につきましては、約1万1000柱の遺骨が未帰還であるという現状を踏まえまして、平成23年に、当時の菅総理指示の下、関係省庁から成る硫黄島からの遺骨帰還のための特命チームを設置いたしました。その後、安倍政権となりまして、それを引き継ぐ形で平成25年3月に硫黄島に係る遺骨収集帰還に関する関係省庁会議を設置いたしました。

翌26年3月、関係省庁会議におきまして、平成26年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針が決定されまして、その方針に基づいて、毎年度計画的に事業に取り組んでいるところでございます。

実績としましては、昭和27年度以降、これまで141回遺骨収集を実施いたしました。

令和2年度の取組状況ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえまして、調査などは派遣者を厚労省と推進協会の職員に限定しまして20回実施いたしました。収集につきましては3回実施して、46柱を収容いたしました。

また、取組につきましては、①から⑤までお示ししましたが、硫黄島は島の中央部分に滑走路がございまして、その周りをおおむね木が茂ったジャングルのような地形で囲まれた地域でございます。調査につきましては大きく2つに分けまして、ジャングルのエリアにつきましては、重機などを用いまして筋掘りし、崖下をかいた上で壕の有無の確認を行

う面的調査を行いました。滑走路部分におきましては、ボーリング調査などによって、滑走路の下に空洞がないのか、つまり壕があるのかなんかということを確認いたしました。

続きまして、7ページの沖縄につきましては、戦没者数が18万8136人に対しまして、琉球政府、沖縄県、厚労省が収容しました5万1992柱のほか、戦後間もなく沖縄の人々によって収容されました柱数を合わせた18万7488柱を収容したところでございます。

概況についてですが、沖縄県におきましては、厚労省と沖縄県が役割を分担しまして遺骨収集を進めております。具体的には、沖縄県は県民等からの通報によって地表付近で発見された御遺骨につきまして、厚労省が沖縄県に委託しまして、県が遺骨収集のボランティアと連携して収集を実施しています。一方、厚労省は重機による掘削などが必要な大規模地下壕などの遺骨収集を実施しております。また、沖縄におきましては、ボランティアや開発業者等が御遺骨を発見した場合、市町村、警察へ通報いたしまして、県が設置しました戦没者遺骨収集情報センターが御遺骨を収容する仕組みが構築されております。その仕組みにつきましては、9ページに添付しました具体的なフローチャートのとおりでございます。

9ページを御覧ください。戦後間もなく沖縄の人々の手によって遺骨収集が行われた歴史的背景を踏まえまして、このフローチャートの流れは、県民に広く周知されているところでございます。後ほど御参照いただければと思います。

7ページに戻っていただきまして、中段の実績についてでございます。繰り返しになりますが、沖縄におきましては、戦後間もなく、沖縄の人々によって収容が行われまして、13万5000柱に上る御遺骨が収容されました。昭和31年以降は、総理府が琉球政府に委託しまして遺骨収集を実施いたしました。昭和47年の沖縄返還に伴いまして、遺骨収集は総理府から厚労省に移管されまして、これまでに5万1992柱の御遺骨を収容いたしました。

令和2年度末までに合わせて18万7488柱の御遺骨を収容いたしました。

また、国から県に対して委託費を支出しておりまして、令和3年度予算として約2600万円を計上いたしております。具体的に申し上げますと、沖縄県内での遺骨情報の一元化など情報収集体制の構築、これは戦没者遺骨収集情報センターに情報を一元化することなのですけれども、そういったことやボランティア団体などが行う遺骨収容活動の支援に係る費用について、沖縄県のほうに支出しております。

右側の写真は、昨年度はできなかったのですが、直近で行いました厚労省主体の収集の様子でございます。平成28年度の浦添市と令和元年度の山城壕です。こちらで収容を行いまして、それぞれ御遺骨を収容しております。

令和2年度を取組状況につきましては、令和2年度は県が設置しましたセンターにおいて57柱を収容いたしました。つまり、地表付近で県側が収容した御遺骨でございます。また、沖縄におきましては、発見された御遺骨が戦没者の御遺骨ではなく、沖縄に古来からある古墓に納められた遺骨である可能性もありますので、収容と鑑定を行う際の注意点を11ページに添付の沖縄別冊版の遺骨収集手順書として整理いたしました。

その手順の流れは、その前の10ページのフローチャートでお示ししております。古墓由来の遺骨か否かを科学的に判別する手段としまして、遺骨の形質の鑑定に加えて、同位体比分析を用いる手順としております。後ほど御参照願えればと思います。

続きまして、15ページから26ページにつきましては、旧ソ連や国内の沖縄、硫黄島、その他遺骨収集の対象地域ごとに事業の取組状況を整理いたしました。それぞれの地域の説明はここでは省略させていただきますが、各地域におきまして、個別の遺骨情報を保有しております。新型コロナウイルスの状況が改善した後は速やかに派遣を実施したいと考えております。それに向けまして、特に海外の地域につきましては、相手国関係機関とウェブを利用した協議を行って、その中で派遣に向けた実務的な調整を行いたいと考えており、現在その準備を進めているところでございます。

続いて、27ページを御覧ください。こちらは今年度における遺骨収集事業の実施計画を示しました。中身としましては、南方等戦闘地域や旧ソ連などの埋葬地の2つに分けまして、それぞれ現地調査派遣と遺骨収集派遣の実施する場所、地域や日程について記載しております。本計画は3月時点で策定された計画でございますが、既にコロナの影響によって日程面で実態と合っていないところですが、今後の感染状況を踏まえまして、事業が再開できると判断した場合には速やかに派遣できるよう、しっかり準備を進めていきたいと考えております。

最後に34ページになります。一番最後のページなのですが、こちらには遺留品の調査とその返還業務について資料をおつけいたしました。本件につきましては、前回のこの有識者会議の場におきまして、遺骨収集のガバナンス強化を図る一貫で、御遺族の高齢化を踏まえて早期に遺留品を送還するため、昨年度に業務プロセスの見直しを自主的に行った結果、遺留品が厚生労働省において約3年間保管されたままであり、結果的に御遺族への返還が遅れてしまったという事例があったことが判明したことです。また、その原因を究明しまして、再発防止策を検討して、遺留品調査、返還事業全体の業務改善を行ったことについて報告させていただいたところでございます。

具体的には、調査手法や着眼点を明らかにしたチェックシートなどの活用や定期的な業務の進捗状況の確認、遺留品の送付に関する郵送料を厚労省負担とするなどの方策を講じたところでございます。

その結果、資料の下段のほうに記載しました直近3年間の実績にありますように、令和2年度の処理件数が増加したところでございます。今後もこの改善策に従いまして、委託先の遺族関係団体や各自治体の協力を得ながら業務を進めていきたいと考えております。

遺骨収集事業の取組状況等の説明は以上でございます。どうもありがとうございました。○犬伏座長 ここまでの内容に対して、御質問や御意見があれば、最初にマイクをオンにして、お名前をお願いいたします。私から御指名させていただいた後、お名前を言っていただき、御発言をお願いいたします。なお、発言が終わりましたら、必ずマイクをオフにしてください。

それでは、よろしくお願ひいたします。御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、浜井構成員、御発言をお願ひします。

○浜井構成員 構成員の浜井です。よろしくお願ひします。

4点質問がございます。まず1点目ですが、資料1の4ページで収容遺骨数の推移、現地調査の計画ということについて説明をいただいたところであります。その中で、令和3年度における現地調査の派遣回数は令和元年度からほぼ倍増することを計画しており、そしてまたその下に、令和3年度までに旧ソ連地域に関しては全ての現地調査を実施とありますが、新型コロナウイルスの影響によって、この計画は恐らくかなり不透明というか、流動的になってくるのではないかと考えられます。その意味で、実際の今年度における計画について、現段階においてどのような見通しを持っておられるかという点と、この点に関しては「戦没者遺骨収集推進戦略」において決定されたことに基づいて計画されているわけですが、この計画の実施が今年度はなかなか困難であるとなると、戦略自体の見直しということにもつながっていくと思うのですが、そういった戦略を見直すことの見通しについて御説明いただきたいというのが1点目でございます。

2点目につきましては、今回、鹿児島県沖で旧日本海軍機の遺骨調査が実施されたということをお願ひいただいたところですが、同様に、沈没艦船でありますとか飛行機等について、現段階で厚労省として何件ぐらい把握しているかということについて、教えていただきたい。また、海外と日本領域内という区別があるかと思いますが、その区別も分かりましたら教えていただきたいというのが2点目でございます。

3点目ですが、18ページにミャンマーについての現状、課題、今後の予定があります。ミャンマーにつきましては、今年の2月、いわゆる政変といいますか、体制が大きく変わるという出来事があったわけですが、この事態が遺骨収集の計画に何か影響しているのか、あるいはそういったことについての現状を何か御説明なり見通しがあればお知らせいただきたいというのが3点目でございます。

4点目としましては、沖縄に関してなのですが、沖縄のいわゆる辺野古基地工事に使用される土砂問題ということについては、昨年12月のこの会議でも取り上げられたところですし、また、この3月において事務局から政府の対応について御説明をいただいたところですが、現在この問題はまだ継続していると思いますので、その後の厚労省の対応と、改めましてこの問題に対する政府としての姿勢について御説明をいただきたいということでございます。

以上でございます。

○犬伏座長 それでは、浜井構成員から4点の御質問がありましたので、事務局のほうから御説明いただければと思います。

○佐藤事業課長 事業課長の佐藤でございます。浜井先生から御質問いただいた点について、私から御回答させていただきたいと思ひます。

まず、4ページに書きました計画につきましては、先生御指摘のとおり推進戦略等に基

づきまして、旧ソ連につきましては令和3年度までに現地調査、南方につきましては令和4年度までにやるということで計画しております。現段階、御指摘のとおり、新型コロナウイルスの影響を受けまして、予定どおり進んでいないところがございますけれども、状況を見つつ、ここは進めていきたいと。具体的な計画の見直しはまだ行っておりませんが、状況を見つつ、今年度できるところをやって、来年度以降の計画も立てていきたいと思っております。推進戦略につきましては、関係省庁の中で議論して決めたものでございますので、今後そういう議論も必要かとは思いますが、そういう検討、議論を進めながら、計画の見直しはしていきたいと思っております。

次の沈没艦船等につきましては、今年度、トラック諸島での調査を予定して、今、準備をしております。私どもで把握しているのは、現在、御遺骨が残されているだろうという情報を得ているのは、全て海外でございますけれども、4件ございます。これらを先に調査・収集を進めていきたいと考えております。

それから、ミャンマーの件につきましては、軍事政権との交渉というのはなかなかできないということで、今までは静観してきているところがございますけれども、外務省、在ミャンマー日本大使館と協議を進めているところがございますので、情勢を見ながら、ミャンマー政府との協議についても相談をしながらやっていきたいと思っております。

それから、沖縄の件につきましては、今、先生からもお話がありました12月のこの会議や3月に御説明などもさせていただいたところがございますけれども、沖縄につきましては戦後間もなく沖縄の方々の手によって多くの御遺骨が収容されてきたところがございますので、こうした歴史的経緯から、国と沖縄県で役割を分担して遺骨収集を進めているところがございますけれども、今後とも、沖縄県やボランティアの方々と連携して遺骨収集を進め、一柱でも多くの御遺骨を御遺族にお返しできるように取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

○犬伏座長 浜井構成員、ただいまの事務局の御説明で問題はないでしょうか。

○浜井構成員 御説明ありがとうございます。新型コロナウイルスに関しては、まだ先行きが不透明な部分があるかと思っておりますので、この点は柔軟に対応していただきたいと思っております。

また、ミャンマーに関しても、情勢を見ながらということではありますが、今は現地調査・収集はなかなか難しい状況だと思いますが、新型コロナウイルスの状況が好転したらすぐに対応できるように、うまくチャンネルを築けるようにしていただきたいと思っております。

沖縄に関しては、非常に一般的な御説明というか、お話ししかなかったわけですが、3月に御説明いただいた以降に具体的に厚労省として何も動きがなかったのかということです。その点についてさらに御説明があればしていただきたいと思っておりますし、もしないようでしたら、いずれにしても、これは最終的には国の責務を果たすか果たさないかという問題であるということをしかりと認識した上で対応していただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○犬伏座長 それでは、事務局のほうから補足的な説明をいただければと思います。

○佐藤事業課長 3月以降、大きな動きはございませんけれども、沖縄県との連携は強めてきているつもりでございます。常に沖縄県、また沖縄県が設置した遺骨収集情報センターと情報交換をしながら、遺骨の調査・収集に努めてきているところでございます。

繰り返しになりますけれども、今後とも御遺族や遺骨収集に携わっている方の思いに寄り添いながら、御遺骨を収集していくということに努めてまいりたいと思います。

○犬伏座長 先ほど浜井構成員から御要望のあった点もございますので、事務局のほうでは、その御意見を踏まえながら進めていきたいということでございました。

それでは、ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

黒沢構成員、御発言をお願いいたします。

○黒沢構成員 ありがとうございます。黒沢です。

ちょっと沖縄のことで関連してお聞きしたいのですが、なかなか答えにくいことになるのかもしれないのですけれども、沖縄との役割分担が厚労省としてあって、取り組まれているというお話だと思います。ですから、そういう役割分担もあるし、そもそもお役所としての守備範囲というのがあるわけですから、なかなかそののりを越えていくというのは難しいところがあると思うのです。

ただ、この問題は、先ほど浜井構成員もおっしゃられたように、最終的には国の責務に関わってくるというふうになると、あるいはマスコミでもとにかく報道されているわけですが、そうすると、もし仮にこの話を進めようとしたら、その可能性としては、やはり大臣クラスの問題になるのではないかと思うのです。直接的に言うと厚労大臣と防衛大臣レベルでの話、あるいはそれより上ということになれば総理のレベルの御判断ということにもつながってくるのかと思うのですが、いきなりそういったことは非常に難しいわけですが、少なくとも、例えば厚労大臣に対して、社会・援護局のほうから沖縄の砂利問題に関して何か情報を上げると、あるいはレクチャーというのでしょうか、御説明というようなものがなされているのでしょうか。なかなかお答えしがたい質問かもしれませんが、ちょっと気になったものですから、もし可能ならば教えていただきたいということです。

○犬伏座長 黒沢構成員からの御発言につきまして、事務局のほうで可能な範囲でのお答えをお願いしたいと思います。

○佐藤事業課長 事業課長の佐藤でございます。

今、黒沢先生から御質問のありました件につきまして、沖縄の件に関しましては随時、大臣にも御報告はしております。

○黒沢構成員 そうですか。では、ありがとうございます。少なくともやはり大臣に御認識いただいておりますということは非常に重要なことだと思いますので、お答えありがとうございました。

○犬伏座長 それでは、ほかの構成員の方々から御質問がございましたら、よろしくお願
いします。

竹内構成員、よろしくお願います。

○竹内構成員 構成員の竹内です。私も沖縄に関する点で御質問させてください。

県のほうで行われる遺骨収集の委託費として、令和3年度予算ですと2600万ほど見込ま
れているということで、委託費を県に支払うということですが、適正な支出である
かどうかを確認するという意味で、委託費の中身について確認というか、チェックという
か、そういったことは、これもあくまで県のほうにお渡ししたら県のほうでボランティア
団体とかそういったところに支援の費用を賄うということに任されているのか、その辺の
事後的なチェックをされているのかどうか、念のため確認させてください。お願います。

○犬伏座長 それでは、ただいまの竹内構成員からの御発言について、事務局のほうで御
説明いただければと思います。

○佐藤事業課長 今、竹内先生から御質問のあった委託費の件でございますけれども、委
託費につきましては沖縄県において今お話にあったボランティアの方の支援とか、センタ
ーの職員の人件費とかに使われているわけですが、毎年必ず精算行為を行うことに
しておりまして、必ず当方のほうで県から上がってきた報告書をチェックして、精算行為
を行っております。

○竹内構成員 承知いたしました。ありがとうございます。渡しっきりということではな
くて、きちんと支出内容を確認されているということで、続けていただきたいと思いま
した。ありがとうございます。

○犬伏座長 それでは、続けて、ほかの構成員の方、御質問ありますでしょうか。

○熊谷構成員 熊谷です。よろしくお願いたします。

コロナ禍の中でいろいろと難しい状況があったのだろうと思ひまして、その中で、国内
について今回はいろいろと取り組んでこられたということなのだろうと思ひます。

硫黄島に関して1点質問があるのですが、硫黄島の関係、これは国内では最大の
未収容の御遺骨があるということになっている中で、平成26年から取組方針も示されてい
るということで、令和2年度、46柱の御遺骨が収容されているということなのではな
いけれども、この辺、まだまだ残りの数を考えると相当開きがあるという状況の中で、6ページ
の資料を見ますと、令和2年度を取組状況で、最後のところで以下の取組をということで①
から⑤までが書いてあります。この辺りというのは、何か、令和2年度になってから新し
い取組をされたようなものがこの①から⑤の中にあるのかということと、それから、今後
のことを考えて、また取組についての手法の変更であるとか、さらなる改善であるとか、
もう少し御遺骨が残されている部分を探知する手法について、何か検討しているというよ
うな点があれば、教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○犬伏座長 それでは、ただいまの熊谷構成員からの御質問について、事務局のほうから
御説明いただければと思います。

○佐藤事業課長 今、熊谷先生から御質問のあった硫黄島の件でございますけれども、令和2年度から新たにということではないのですが、③でございますボーリング調査というのは、滑走路の下に御遺骨が残されている可能性があるということで、これは令和元年度から滑走路地区を重点的に行っております。

また、⑤につきまして、探査レーダも以前から使っているのですが、令和2年度はこの北飛行場をやったということで、また場所を変えながら、レーダ探査も続けていくということになっております。

以上でございます。

○犬伏座長 熊谷構成員、ただいまの説明について何か付加するような御質問があればお聞きしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

いろいろと難しいのだろうなとは思っておりますけれども、未収容の数がかなり多いので、それは関係省庁といろいろと協議しながら、やはり手法についてもさらなる検討をしたほうがいいのかというような点も思いましたので、ちょっとコメントさせていただきました。ありがとうございます。

○犬伏座長 熊谷構成員、ありがとうございます。ただいまの熊谷構成員の御意見も参考にしながら進めていただければと思います。

それでは、オブザーバーの方々についても御発言がございましたら、お願いしたいと思いますのですが、竹之下オブザーバーは何か御意見ございませんでしょうか。

○竹之下オブザーバー 竹之下です。

私のほうからは特にございません。

○犬伏座長 それでは、浅村オブザーバーはいかがでしょう。

○浅村オブザーバー 浅村です。

私のほうからも特にございません。

○犬伏座長 ありがとうございます。

それでは、引き続き、資料2の説明を事務局からお願いいたします。

○佐藤室長補佐 鑑定調整室の佐藤でございます。よろしくお願いたします。

では、資料2「戦没者遺骨鑑定の取組状況について」について御説明させていただきます。

まず、資料2の資料構成ですが、1ページ目が、戦没者遺骨鑑定センターの業務内容及びセンターの体制について概要を示したものでございます。2ページ目、3ページ目、遺骨鑑定の状況及び今後の進め方等についてでございます。本日の議題でございます取組状況を示したものでございます。本日はこの資料を中心に説明させていただきたいと思っております。4ページ目以降が添付資料となっております。以上のような構成となっております。

まず、2ページ目の「1. 身元特定DNA鑑定会議について」について御説明させていただきたいと思っております。

収容いたしました戦没者遺骨につきましては、これまで遺留品等の手がかり情報から身元が判明した場合に遺族に返還している状況でございます。平成15年度より手がかり情報にDNA鑑定結果も勘案いたしまして、身元特定を行っております。その実績といたしまして、本年3月末までに1,200件の身元が判明しております。しかしながら、南方地域については、北方地域に比べまして遺留品等の手がかり情報が少ないことから、平成29年度より、沖縄県で収容いたしました戦没者遺骨につきましては、広報を通じまして戦没者の遺族と思われる方からDNA鑑定の申請を募り、手がかり情報がない場合であっても、身元特定のためのDNA鑑定を試行的に実施しております。

昨年4月からは、硫黄島及びキリバス共和国のタラワ環礁で収容されました手がかり情報がない戦没者遺骨につきまして、公募によりDNA鑑定を実施いたしました。その結果、昨年8月、9月にキリバス共和国の戦没者遺骨2柱につきまして、また、昨年12月に硫黄島の戦没者遺骨2柱につきまして、それぞれ身元が特定されております。

これらの結果を踏まえまして、手がかり情報がない遺骨につきまして、身元特定のためのDNA鑑定を公募により実施することとしております。

身元特定DNA鑑定会議の実績でございます。令和2年度は5回開催しております。今年度は、第1回の会議を6月22日に開催しております。

4ページを御覧いただけますでしょうか。身元特定DNA鑑定会議についての会議概要でございます。これまで開催いたしました身元特定DNA鑑定会議の議事要旨は、厚労省のホームページに掲載しておりますが、その要旨を概要としてまとめたものでございます。

また、手がかり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を地域を限定せずに実施するという、先ほど御説明させていただきましたが、その経緯等をまとめたものを5ページから8ページに記載しております。その実施に当たりまして、今後のスケジュールを6ページに示しておりますので、6ページを御覧いただけますでしょうか。

6ページの下の方に今後のスケジュールと記載しております。今年度の10月から受付を開始いたします。予定では8月頃にその申請方法の詳細を発表する予定としております。これらの内容について周知するために各メディアを通じましてその取組をお知らせする予定としております。

2ページに戻っていただきまして、「2. 所属集団判定会議について」でございます。所属集団判定は、検体ごとにSTR型を基本としたDNA分析結果及び当該検体の埋葬地に係る情報などから総合的に日本人遺骨の可能性を判定しております。実績といたしましては、本年6月末までに2,050件の判定を行っております。その内訳といたしましては、「日本人の遺骨である」が1,436件、「日本人の遺骨である可能性が低い」が40件、「判定不能」が574件となっております。日本人の遺骨である可能性が低い40件につきましては、ただいま相手国と返還に向けて協議中でございます。

判定不能の574件につきましては、今後、次世代シーケンサによるSNP分析を実施する予定としております。

所属集団判定会議につきまして、実績でございますが、令和2年度は4回開催しております。今年度は6月10日に第1回の会議を開催しております。会議の結果等については9ページを御覧ください。こちらが第1回から第5回までの議事要旨となっております。こちらの議事要旨も厚生労働省のホームページにおいて公表しておりますが、その内容をまとめたものがこちらの資料となっております。

3ページに戻っていただきまして、上の※でございます。所属集団判定会議の下部組織でございますDNA鑑定分科会は月2回程度開催しております。1回につきまして5埋葬地程度、150検体程度の分析を行っております。また、所属集団判定会議は3か月に1回程度の頻度で開催しておりますが、それまでにDNA鑑定分科会にて議論されたものを判定しているという状況でございます。また、これまで収集いたしましたDNAデータのある遺骨、約8,600件につきまして、昨年度から3年程度でデータベースを参照して判定を終える予定でございます。現在、新型コロナウイルスによる影響で遺骨収容が滞っている状況でございますが、今後新たに検体が収集された際には、新たな検体のDNA分析を優先して所属集団判定を行う予定としております。

続きまして「3. 令和2年度委託事業（次世代シーケンサ）について」でございます。

資料は10ページ、11ページを御覧いただけますでしょうか。まず10ページのほうでございますが、どのような検体を用いて試験を行ったかというところでございますが、戦没者遺骨のDNA鑑定人会議におきまして、日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘された埋葬地の遺骨としてロシア連邦の埋葬地5か所の214検体につきまして、次世代シーケンサによるSNP分析を実施しております。結果といたしまして、105検体が日本人、4検体が日本人の可能性が高い、82検体が日本人ではないと結果が出ております。また、23検体が判定不能という結果となっております。この埋葬地の結果につきましては、11ページに記載がございます。

参考に今回の事業結果を事務局のほうで戦没者遺骨のDNA鑑定人会議のSTR分析結果と比較いたしました。その結果、SNP分析で結果が出ているものの、STR分析結果では判定ができなかった検体、あるいはその逆の検体も散見されております。また、双方で結果の異なる検体も見受けられました。

ということで、3ページに戻っていただいて、以上のような状況から、次世代シーケンサによるSNP分析を用いた所属集団判定はまだ経験が浅いということから、次世代シーケンサが所属集団判定に資するまでにはさらなる検討が必要だと考えております。実施しております委託事業の結果も踏まえて、今後の議論が必要というふうに考えております。

続きまして「4. 同位体比分析の活用に係る検討会について」でございます。

戦没者遺骨収集におきまして収集した遺骨の年代測定・所属集団判定に資するため、同位体比分析を活用する具体的方法や、活用にあたっての課題等を議論・検討を行うために、第1回目の検討会を開催したところでございます。添付資料では、12ページにその検討会の概略を示させていただいております。第1回の検討会を令和3年4月12日に開催してお

ります。構成員といたしましては、御覧の5名の方から成る構成員でございます。

検討会につきましては、今後も開催する予定としておりまして、主な議題といたしまして、戦没者遺骨の鑑定プロセスへの適用の可能性を検討すること、戦没者遺骨の同位体比分析の体制のあり方や担い手の育成、国内関係機関等の連携体制などについて、今後、議論いただく予定としております。

3ページに戻っていただいて、最後になります、「5. 戦没者遺骨鑑定センターへの分析施設の設置について」でございます。

収集しました遺骨のSTR型を基本とした分析などを加速するために、既にDNA鑑定を委託しております鑑定機関12大学のほかに、厚労省自らがDNA鑑定を行うように、現在、分析施設の設置に向けた検討を進めているところでございます。

資料2の説明は以上でございます。

○中村課長補佐 会議中のところを恐れ入ります。事務局の中村でございます。

先ほど橋本社会・援護局長が到着されましたので、御報告させていただきます。

以上でございます。

○犬伏座長 橋本局長、御到着いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまの戦没者遺骨鑑定の取組状況について、資料2についても御質問、それから御説明いただきたいというような御意見等もございましたら、お願いしたいと思います。構成員の方々、よろしくお願いたします。

それでは、黒沢構成員、よろしくお願いたします。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきまして、鑑定というのは非常に緻密な難しいことだと思うのですが、大変御苦労いただいているということがよく分かりました。

2点ほどお聞きいたします。1点は、遺骨の確認の判定不能ということがどうしてもあるわけですが、そういう場合は判定不能の御遺骨は、将来的に言うときにさらに鑑定の技術が進むというのでしょうか、ないとなかなか鑑定に至らないものになっていくのかなと思うのですが、そういった将来、鑑定が可能になるような時期までこれはずっと保管されるという話になるのかなと思うのですが、そういうことでよろしいのかということと、ずっと保管していく場合、今も保管されているのだと思うのですが、御遺骨というのは劣化していく可能性がやはりあるのかなと思うのですが、どのように保管されているのかというのを、以前お聞きしたかもしれないのですが、改めてお伺いしたいというのが第1点です。

第2点は、ただいまの御説明の最後に、厚労省自らが分析施設設置に向けて検討を進められているということですが、これは具体的にもうちょっとどういうふうに予算申請とかをされて、いつぐらいから稼働する見通しをお持ちなのかということと、現在12大学に鑑定を依頼されているわけですが、その体制プラス厚労省の鑑定も行うという、ですから、鑑定の規模を拡大するという認識してよろしいのでしょうか。

以上の2点です。よろしく申し上げます。

○犬伏座長 ただいまの黒沢構成員の2点の御質問について、事務局のほうから御説明いただければと思います。

○浅見企画運営調整官 事務局の浅見でございます。

ただいまの御質問にありました、結果的に判定不能というものになったらどうするのかということなのですが、現在、STRの分析、それから、それでも結果が得られない場合には次世代シーケンサを使ったSNP分析等で遺骨の鑑定を行うという流れができておりますけれども、最終的にそれでも判定ができず、総合判断を行っても判定不能になるものにつきましては、現在のスキームですと、相手国に返還するという結論になるところでございます。

また、現在、遺骨の保管ですけれども、厚生労働省内にあります霊安室での保管、それから、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨室を設けておりますので、そちらに保管するという2通りがございます。また、沖縄で収容した遺骨で身元が分かっていないものについては、沖縄の墓苑のほうにも納骨されているところがございます。

それから、今後設立する予定の分析施設、ラボと呼んでおりますけれども、そちらの関係につきましては、今、検討を進めておりまして、どこに設置するですとか、それから、どのような規模になるかがまとも次第、またお知らせできるかと思っております。こちらにつきましては、12大学プラス厚労省の直轄施設という形にする予定でございます。

以上です。

○犬伏座長 黒沢構成員、ただいまの事務局の説明でよろしいでしょうか。追加的な御質問があれば。

○黒沢構成員 分かりました。ありがとうございました。

○犬伏座長 それでは、ほかの構成員の方々、御質問、御意見ございますでしょうか。

浜井構成員、よろしく申し上げます。

○浜井構成員 よろしく申し上げます。

DNA鑑定に関して、様々な判定法やあるいは研究もなされていて、非常に検討が進んでいるし、実際に実績を見ても進んできているなというふうに思ったところなのですが、いろいろ数字が出てきて、私自身も混乱をしてしまっているのかもしれないのですが、教えていただきたいことがあります。

15ページ、16ページに関してですが、DNA鑑定の実績ということで15ページに表がございます。こちらを見ると、平成28年度から令和2年度までの数字がありまして、鑑定機関数は11から12に増えています。一方、遺骨の鑑定数は、平成30年度が330で、令和元年度が768、そして令和2年度が1,200とかなり増えているという印象を受けるのです。鑑定機関数は1つしか増えていないのですが、鑑定数がすごく増えていると。これは鑑定機関においてそのような鑑定をするのに十分な人員を確保できているとか、あるいは何かやり方を変えたとか、そういった工夫があったのかどうか。それによってこの鑑定数が増えたのかという

ことについて、お聞きしたいというのが1点です。

あと、その次の16ページのDNA鑑定状況という数字であります。こちらは、例えば令和2年度は判明が26、否定が186で合計212とありますが、こちらもDNA鑑定状況というふうになっておりますが、この数字は遺族とのマッチングという意味でしょうか。前のページのDNA鑑定実績とどういう関係にあるのかということ、以前説明をいただいているかもしれませんが、教えていただきたいということでございます。

以上です。

○犬伏座長 それでは、ただいまの浜井構成員からの御質問につきまして、御説明いただければと思います。

○佐藤事業課長 事業課長の佐藤でございます。

浜井先生からの御質問ですけれども、15ページにあります鑑定数が増えた理由といたしましては、先ほども御説明はいたしていますが、身元特定のためのDNA鑑定につきましては、従来は遺留品や埋葬名簿など手がかりがあるものを中心にやってまいりましたが、例えば沖縄などを拡大して、試行的取組をしてきたところでございます。そのため、12の機関の先生方をお願いをして、鑑定数を増やしている状況でございます。

それと、16ページの数につきましては、先生御指摘のとおり、これは結論が出た数字ということで、マッチングした結果、御遺族と御遺骨の間に親族関係が特定できたものが判明で、結論的に結びつける御遺骨がなかったものを否定ということで、結論が出た数字をここに掲げております。

○犬伏座長 事務局のほうから説明がありましたが、浜井構成員、それでよろしいでしょうか。

○浜井構成員 ありがとうございます。

最初の質問に関してですが、以前この会議でも鑑定機関においては本来業務を抱えながらかなり御苦労されて鑑定をされているというようなお話があって、この鑑定機関の拡充とか充実という話があったかと思えます。鑑定数が増えたという御説明を今いただいたのは理解できたのですが、それにしただがって鑑定機関の負担というのが、急激に鑑定数が増えたことによって、鑑定機関の今までの状況を考えると、急に負担も非常に増えて、何か御苦労が、負担が増えているのではないかなという印象を受けたのですが、そちらのほうは問題なく進められていると理解してよろしいでしょうか。その点、改めて御説明いただければと思います。

○犬伏座長 それでは、オブザーバーの浅村先生、何かこの点について御事情とか御意見がございましたら、よろしく願いいたします。

○浅村オブザーバー 浅村です。

確かにおっしゃるとおりで、行っているマンパワーは大きな変化はないのですが、鑑定数は増えているという現状は実際あります。

ただ、もともと、例えば先ほどお話にあった平成30年には330という鑑定数だったので

けれども、この330が実際に今の鑑定のマンパワーの中での許容範囲とすると、決して高くない状況にあったものだと思います。ですので、今の委託されている数では、各大学とすると自分たちの許容を超えるものはお受けできませんので、許容できる範囲で受けた中で可能な状況ではあるかと思えます。ただし、先生おっしゃったとおり、通常業務がある中でこの業務委託を受けてやっているものですから、限界は当然あるところでもあります。負担が増えていないと言うところもありません。

もう一つ、鑑定をされている先生の中には現役を引退されている先生もいらっしゃったり、いわゆる大学で言うと、特定雇用とか特任というような状況になられている先生もいらっしゃったりするので、通常業務という点では、この業務に専念できる先生もいらっしゃったりするので、若干そういう意味ではゆとりがあるところもあるのかもしれませんが。

以上です。

○犬伏座長 オブザーバーの浅村先生、実態といいますか、実情につきまして御説明ありがとうございました。なかなか鑑定数を増やすということになりますと、マンパワーも大変なことと思います。それから、大学にいた人間としては、特定とか特任になるとなかなか自由が利くようで利かない部分もございますので、そういった点も含めながら、事務局のほうでは実情に合わせて、先ほどの鑑定機関の分析ですね。センターなどについても鋭意進めいただければと思いますが、この点は鑑定の、先ほど黒沢先生でしたか、御質問があったように、これは分析施設がつくられることによって拡大するという理解でよろしいのでしょうか。

○浅見企画運営調整官 事務局ですが、分析施設を設置することによりまして、できる限り各大学の御負担を減らすような形で鑑定数等を増やしていければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○犬伏座長 浜井構成員、今の御説明も含めて、そのほか御意見ございますでしょうか。

○浜井構成員 ありがとうございます。よく理解できました。

○犬伏座長 それでは、そのほかの質問も含めて、資料2の説明について御意見ありますでしょうか。

○黒沢構成員 黒沢ですが、もう一点よろしいですか。遺留品の手がかり情報のところですけれども、これで言うと6ページでしょうか。今後のスケジュールということがあって、その取組を広く周知するようにはしていただくということは書かれているわけですが、この点についても御苦労されて、非常にいい取組をいただいていると思うのですが、とにかくこういうお知らせは関係者に届かないと意味がないのですけれども、多分こういうのに興味を持たれているのは割と高齢者の方だろうと思うのですが、そこら辺、インターネットをどれぐらい見られるかわからないのですが、多分、新聞とかテレビで取り上げてもらえればテレビとか、そういうほうが関係者に届く割合は高いのではないかなと思うのです。そこら辺、媒体に発表するときに濃淡をどういうふうにつけられているのかなというのがちょっと気になったところです。

もう一つは、やはりこういった情報はそれなりに繰り返ししないとなかなか届かないということになると思うのですが、大体どの程度の頻度でこのようなことが過去も行われているのかということがちょっと気になりましたので、よろしく願いいたします。

○犬伏座長 それでは、事務局のほうから何か御説明がございましたら、よろしく願いいたします。

○浅見企画運営調整官 事務局でございます。

10月から地域を限定せずにDNA鑑定を公募によって実施することとしておりますけれども、この6月にも実はキリバスですとか沖縄、硫黄島に関する情報の収集ということで新聞広告をさせていただいたところでございます。全国紙ですとかブロック紙等に載せてございます。

また、今後も10月からということで9月に新聞広告を掲載する予定としておりますし、10月以降も新聞広告を予定しております。また、インターネット広告と書いておりますけれども、それ以外にも、ここに書いておりますとおり、日本遺族会の機関誌に掲載したり、それから、地方自治体の広報紙に掲載したりですとか、ちょっとここには書いていませんけれども、高齢者施設のほうにもポスターあるいはリーフレット等を作成して設置する等の取組を予定しております。

そうした中で、テレビで放映するかどうかにつきましては、今のところはまだ考えておりませんが、今後、このような取組を進めていくことで申請が増えてくるといった効果が見られるようであれば、今後もいろいろな媒体で広報をやっていくことを検討していきたいと考えております。

○犬伏座長 事務局からの御説明、ありがとうございます。

黒沢構成員、ただいまの御説明でよろしいでしょうか。

○黒沢構成員 はい。ありがとうございます。なかなかこういったことを周知するというのは非常に難しいことだと思うのですが、よろしく願いできればと思います。ありがとうございます。

○犬伏座長 オブザーバーの竹之下様は、この点について何か御意見とかはございますでしょうか。

○竹之下オブザーバー 戦没者遺骨収集推進協会の竹之下です。

特に私どもは遺骨を収容してくるのが絶対的な任務なのですが、その後の鑑定については、ちょっと私どもの手を離れるということもありまして、個別のいろいろな問題点に対して特に意見を申し上げるようなことはございません。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

そのほか構成員の皆様、御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、引き続き、資料3の説明を事務局からお願いしたいと思います。

○渡邊室長補佐 改めまして、渡邊でございます。

お手元の資料3の「令和3年度予算の概要」、それに続きまして参考資料1と2の御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料3の1ページ目を御覧ください。遺骨収集にかかる予算額の推移について表しました。平成28年度に遺骨収集推進法が制定されまして、指定法人と連携して取組を加速化させることとなりました。これを踏まえまして、海外資料調査にかかる経費などを計上したことによりまして、指定法人分と厚労省分を合わせて平成28年度予算は対前年度約6億円増額の約23億円を計上いたしました。図中の法人分は赤色で、厚労省分は青色で表しております。

以降、翌29年度まで行いました資料調査で得た遺骨情報の分析結果を基に、令和2年度から現地調査派遣を集中的に実施する計画の下、令和2年度は令和元年度の倍の回数の派遣を実施することとしまして、令和2年度は大幅に増額、約6.5億円の増額をしまして、約30億円を計上いたしました。

そして、令和3年度予算も引き続き同等以上の要求をすることとしておりましたが、新型コロナウイルスの影響により派遣が令和2年度は実施できず、予算折衝の過程で大きくその内容を見直すことが財務省から求められました。

その結果、令和2年度中に執行できない予算額、ここにあります約3.9億円を翌3年度に繰り越しまして、その分、令和3年度の本予算額を抑えた形となりました。

しかし、繰越額と合わせた合計額は約31.5億円の予算額となっております、前年度の30億円と比べて約1.5億円の増額となっております。

続きまして、2ページ以降に令和3年度予算の内訳を整理いたしました。令和3年度の予算は御覧のとおりでございます、硫黄島の事業をはじめ、大きく5つのカテゴリーに分かれております。硫黄島では、地下壕探索のための重機を用いた面的調査の経費を計上しております、対前年度で約3000万円を増額しております。

②の南方と北方の遺骨収集事業につきましては、先ほど申し上げました令和2年度からの繰越がございまして、ここでは7億5700万円と書いてありますが、それに3.9億円をオンした約12億円が実際に使える予算額となっております。

その内訳である現地調査と埋葬地調査につきましては、令和元年度ベースから倍増しました令和2年度の調査派遣班数と同じ班数を令和3年度も設定して、それを基に計上いたしました。

遺骨収集は令和2年度と同地域、同回数の派遣を設定いたしました。

その他、法人運営経費も遺骨収集推進協会の事務所移転に伴いまして、お金が増額されております。

あと、その他、④の遺骨の鑑定経費では、戦没者遺骨鑑定センターの立ち上げに伴う経費などの計上のため、約4000万円を増額しております。

簡単ではありますが、資料3の御説明は以上でございます。

続きまして、参考資料の説明に移らせていただきたいと思いますと思っております。

参考資料1は、社会・援護局内に設置されました遺骨収集事業統括チーム会合の活動内容等について整理いたしました。

まず1ページ目を御覧ください。この遺骨収集事業統括チーム会合についてですが、これは先ほど冒頭で説明いたしました昨年5月に公表しました遺骨収集事業の抜本の見直し方針、この中の柱の一つであるガバナンス強化の一貫の取組でございます。局内の事業の進捗管理の徹底や課題の共有を目的としまして、令和元年10月に当方の審議官をチームの主査とする遺骨収集事業統括チームを設置いたしました。その活動内容につきましては、以下記載させていただきました。チーム設置以降、原則週1回のペースで局内において会合を開催しまして、遺骨収集事業に関する各取組、業務の進捗と結果について情報の共有を行ってきているところでございます。

令和元年度と令和2年度に行った会合の主な議事内容につきましては、項目1番で有識者会議の開催に向けての準備状況や実施状況について、特に本会議の下に設置されました調査チームと専門技術チームからの御指摘に関する対応状況や有識者会議からの意見を踏まえた抜本の見直し方針についての進捗状況などの報告を統括チームとして受けました。

また、2ページ目の項目2番につきましては、遺骨収集事業の実施について、統括チーム設置以降に行いました派遣の実施結果の報告、コロナ禍において行いました事業の再開に向けた検討状況、また、派遣対象国の状況などについての報告を統括チームとして受けました。

続いて、項目3番では、遺骨収集事業の見直し、遺骨鑑定業務の推進について、令和元年に公表されました日本人でない可能性がある遺骨が収容された各事例に関する対応状況の報告やDNA鑑定の実施方法に関する検討状況など、事業における各対応状況について、統括チーム会合において情報の共有を行ったところでございます。各項目につきましては、以降、細かくお示ししておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

続きまして、参考資料2でございます。こちらは2分冊ありまして、当局で作成しました今年度版の2つの事業概要のパンフレットでございます。1つは遺骨収集事業に特化したもの、それと、遺骨収集事業も含めた慰霊事業全般の御案内として作成しております。特に表紙に写真がついております遺骨収集事業の概要につきましては英訳版も作成しております。今後の関係国とのオンライン会議の場においてや、また、新型コロナウイルスの感染状況が改善して派遣団が現地へ赴いた際、相手国側にお示しして、当方の事業の概要について説明できるようにしております。

私からの説明は以上でございます。

○犬伏座長 ただいまの資料3及び参考資料等についての説明につきまして、御質問や御意見がございましたら、よろしくお願ひします。

熊谷構成員、よろしくお願ひします。

○熊谷構成員 ありがとうございます。

特に質問があるわけではないのですが、今回、参考資料ということで頂いており

まず遺骨収集事業統括チームということになっているのですけれども、このようなチームが具体的に動き出したことは非常にいいことだと思っております。今回一連のいろいろな事象が発覚したということがあったのですけれども、多分この遺骨収集事業統括チーム会合というのが、いわばガバナンスの要になる部分なのだろうと思いますので、ぜひこの会合が実質的にワークするように引き続き関係者の方々に運営していただけるとありがたいなと思います。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

熊谷構成員からこのような統括チームの設置及び今後もの確に動いていただくということについての御発言がありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかに構成員の方々から御意見等ございますでしょうか。予算の説明等もございましたが、特に御質問はございませんでしょうか。

それでは、全体としてこれまでの御説明について御意見、御質問はございませんでしょうか。ここを聞いておきたかったというようなことはございませんでしょうか。

ないようでしたら、本日の議題は以上になります。

最後に、事務局から何か御連絡事項はございますでしょうか。

○中村課長補佐 事務局の中村です。

冒頭でも申し上げましたけれども、本日の有識者会議の会議資料については本日、議事録につきましては後日、厚生労働省のホームページに掲載いたしますので、御承知のほどよろしくお願ひいたします。

なお、次回の会議の開催時期につきましては、別途御相談させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○犬伏座長 新型コロナウイルスの感染状況につきましても、まだ見通しがつかない中で、遺骨収集事業につきましても様々な困難があろうかと思ひますが、適宜柔軟に計画の修正や見直しなども進めることによって、令和6年度までの集中実施ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回戦没者遺骨収集に関する有識者会議を終了いたします。本日はありがとうございます。